

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向14	情報提供の充実

具体的な取組み

(50) 食の安全安心に関する情報提供

食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」を運営します。

県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックス等をお知らせするメールマガジン「えひめ食の安全安心メール」を発行します。

愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき実施している監視指導や収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物等の検査結果をえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表します。

食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、えひめ食の安全・安心情報ホームページから食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ(食の安全安心に関する取組み、自主回収情報のサイト等)へリンクする等のシステムづくりを行います。

①概要

閲覧者が必要な情報を容易に入手できるよう「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」で食の安全安心に関する様々な情報を広く発信する。メールマガジンの登録者を募り、食に関する情報(法改正最新情報、イベント案内等)をお知らせするメールマガジンを発行する。

②推進指標

【食の安全安心総合ホームページ閲覧件数】

閲覧数の増加が県民への情報提供充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	15,000 件以上	—	—	—	—	15,000 件以上
実績	11, 718 件	8, 838 件	7,964 件	6,601 件	4,991 件		

【メールマガジン登録者数(累積)】

メールマガジン登録者数の増加が県民への情報提供充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	1, 000 人以上	—	—	—	—	1, 000 人以上
実績	641 人	628 人	636 人	601 人	535 人		

③用語解説

—

【令和6年度事業実施状況】

●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課)

- ・食の安全安心に関する様々な情報を提供する「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」を運用した。
- ・緊急食品情報(食中毒注意報、食中毒発生等)や国からの注意喚起情報を迅速に掲載し、広く注意喚起を行った。
- ・食の安全安心に関するイベントや講座等の情報、国・県の制度改正に関する情報、食の安全安心県民会議等の開催結果、食の安全安心に関する施策の実施状況や食品衛生監視指導結果等について同ホームページにタイムリーに掲載し、積極的な情報提供を行った。
- ・令和6年度「えひめ食の安全・安心情報」ホームページ(トップページ)閲覧件数:4,991件

【令和6年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

タイムリーな情報の提供に努めたが、「えひめ食の安全・安心情報」トップページの閲覧件数は前年度より1,610件減少となった。

閲覧件数は大きな食中毒事件や食の安全安心を揺るがす事案が発生した際に増加する傾向があるが、緊急時はもとより、日頃から食の安全安心に興味を持っていただけるよう、正確で分かりやすい解説等発信内容の工夫に努めるとともに、より簡単にアクセスできるよう発信方法を工夫し、更なる利用を呼びかける。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																																																						
施策の方向14	情報提供の充実																																																						
具体的な取組み	(51) 食中毒予防に関する情報発信 県民に対し、講習会や県広報誌、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報を発令し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。																																																						
①概要	県庁では、えひめ食の安全・安心情報ホームページ、緊急食品情報及びメールマガジン等の媒体により、食中毒に関する情報を広く県民へ発信する。 保健所では、講習会や施設監視などを通じて、食中毒予防の啓発を図る。																																																						
②推進指標	【食品関連情報の提供件数】 緊急食品情報等の発信件数及び内容の把握により、情報提供活動の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>220 件以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>150 件以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>154 件</td><td>28 件</td><td>34 件</td><td>31 件</td><td>34 件</td><td></td><td></td></tr> </table> 【人口10万人あたりの食中毒患者数(年ベース)】(松山市保健所分を除く。) 患者数の減少により、予防啓発効果の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>15 人以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>15 人以下</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>16.1 人</td><td>13.5 人</td><td>7.7 人</td><td>6.2 人</td><td>4.7 人</td><td></td><td></td></tr> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	220 件以上	—	—	—	—	150 件以上	実績	154 件	28 件	34 件	31 件	34 件			年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	15 人以下	—	—	—	—	15 人以下	実績	16.1 人	13.5 人	7.7 人	6.2 人	4.7 人		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																
目標	—	220 件以上	—	—	—	—	150 件以上																																																
実績	154 件	28 件	34 件	31 件	34 件																																																		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																
目標	—	15 人以下	—	—	—	—	15 人以下																																																
実績	16.1 人	13.5 人	7.7 人	6.2 人	4.7 人																																																		
② 用語解説	《食中毒注意報》 県では、平成16年4月より、細菌性食中毒の発生しやすい気象条件になった場合や感染性胃腸炎患者数が増加した場合に、食中毒注意報を発令し、食品関連事業者や県民へ注意喚起を行っている。																																																						

【令和6年度事業実施状況】
●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・食中毒注意報発令情報や不良食品の自主回収情報について、ホームページに掲載するとともに、事前登録している食品関連事業者や食品衛生推進員(知事が委嘱)等へ迅速な情報提供を行い、食品による健康被害の拡大防止を図った。 ・令和6年度緊急食品情報等の発出件数:34件 (食中毒・行政処分情報7件、食中毒注意報:8件、自主回収情報0件、イベント・募集情報19件) ・「えひめ食の安全安心メール」等により、ホームページやメールマガジンで食中毒予防に関する正しい知識を分かりやすくタイムリーに伝えた。 ・食中毒多発時期に注意報を発令し、食中毒予防について積極的に啓発した。 ・令和6年度食中毒注意報発令件数:8回 ○腸炎ビブリオ食中毒注意報 令和6年6月14日～9月30日まで ○細菌性(腸炎ビブリオ除く)食中毒注意報 〔第1回〕令和6年7月1日～7月10日 〔第2回〕令和6年7月18日～7月27日 〔第3回〕令和6年8月7日～8月16日 〔第4回〕令和6年8月20日～8月29日 〔第5回〕令和6年9月2日～9月11日 〔第6回〕令和6年9月12日～9月21日 ○ノロウイルス食中毒注意報 令和7年1月17日～令和7年3月27日

・食中毒発生状況(年ベース:松山市保健所分を除く)

H27:7件 255人、H28:5件 158人、H29:4件 109人、H30:5件 331人、
R元:8件 124人、R2:10件 131人、R3:5件 109人、R4:6件62人、R5:4件 49人
R6:4件 36人

【令和6年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

食中毒予防に関する情報の提供に努めた。令和6年度の「緊急食品情報の提供件数」は、前年度から増加し、34件であった。今後も積極的に情報提供に努めたい。

令和6年の「人口10万人あたりの食中毒患者数(年ベース)」は前年より改善し、目標である15人以下となる4.7人であった。食品関連事業者はもとより、広く県民に対して、食品衛生思想の地道な普及啓発と、タイムリーな情報提供を行うことにより、食中毒予防に努める。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向14	情報提供の充実
具体的な取組み	(52) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 消費者が安全で合理的な消費生活を営むために必要な情報について、インターネットや情報紙等で発信するほか、消費生活センターでの図書やDVDの展示等により広く情報提供を行います。
①概要	消費生活センター及び各地方局並びに市町とのファクシミリ等によるネットワークを活用し、危害情報など緊急性の高い情報を提供する。 また、県民環境部、消費生活センター及び「えひめ食の安全安心情報」のホームページや消費生活センターが作成し配布する情報紙等、消費生活センターにおいて開催している常設展(情報プラザ)において、随時消費者情報を提供する。
②推進指標	—
③用語解説	—

【令和6年度事業実施状況】

●消費者行政推進費(県民生活課)

- ・生活関連情報紙等の発行、消費者意識啓発出前講座の開催(27回、受講者数2,998人)、ファクシミリ等を活用した緊急情報の提供、消費生活センターにおける図書、DVD等を活用した来所者に対する啓発を行った。

【令和6年度取組みの評価】

(県民生活課)

上記のような消費生活情報の提供の結果、令和6年度のセンターへの食料品に関する相談は734件(前年度は596件、138件の増)であった。

消費者相談の内容は日々変化しており、常に最新の情報を提供し、消費者被害を未然に防止する必要があることから、今後も、引き続き積極的な情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図る。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保							
施策の方向14	情報提供の充実							
具体的な取組み								
(53) 農林水産参観デーの開催 農林水産業への理解を深めてもらうため、県の研究機関において農林水産参観デーを開催します。								
①概要 県の試験研究機関において、農林水産業の状況や生産技術の内容を知ってもらうため、県民を対象とした農林水産参観デーを開催する。								
②推進指標 【農林水産参観デー開催回数】 開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。								
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	10 回以上	—	—	—	—	10 回以上
	実績	3回	3回	5回	9回	8回		
③用語解説 —								
【令和6年度事業実施状況】 ●農林水産研究所運営費(農産園芸課) ●畜産研究センター運営費(畜産課) ●林業研究センター運営費(林業政策課) ●水産研究センター運営費(水産課) 日程・参加者数								
	開催日	試験研究機関		主な内容			参観者数	
	7月、8月、10 月	農林水産研究所		試験研究成果パネル公開 試験研究成果実演展示 他			4,000 人	
		果樹研究センター					4,468 人	
		果樹研究センターみかん研究所					717 人	
		畜産研究センター					75 人	
		畜産研究センター養鶏研究所					32 人	
		林業研究センター					514 人	
		水産研究センター					90 人	
		水産研究センター栽培資源研究所					210 人	
	計	8機関					10,106 人	
【令和6年度取組みの評価】 (農産園芸課、畜産課、林業政策課、水産課) 農林水産研究所、果樹研究センター、みかん研究所、畜産研究センター、養鶏研究所、林業研究センター、水産研究センター及び同栽培資源研究所の農林水産参観デーにおいて、一般公開を実施し、「試験研究成果パネル展示」や試験圃場等での「試験研究成果実演展示」等を行い、研究成果の迅速かつ効果的な普及が図れた。								

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																														
施策の方向15	相談窓口の充実																														
具体的な取組み	(54) 相談への的確な対応、情報共有 保健所等関係機関において、県民等からの食の安全安心に関する相談に的確に対応するとともに、複数の法令にまたがる事案については、関係機関内で情報を共有し、迅速な対応を行います。																														
①概要	各部局で設置している相談窓口については、今後も更なる充実を図るとともに、複数法令関連事案については、えひめ食の安全・安心推進本部内での迅速な情報共有や立入調査等の対応を行う。																														
②推進指標	【相談窓口における相談受付件数】(松山市保健所分を除く。) 保健所への相談件数及び内容の把握により、相談活動状況の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>200 件以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>185 件以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>146 件</td><td>115 件</td><td>111 件</td><td>93件</td><td>113件</td><td></td><td></td></tr> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	200 件以上	—	—	—	—	185 件以上	実績	146 件	115 件	111 件	93件	113件		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	200 件以上	—	—	—	—	185 件以上																								
実績	146 件	115 件	111 件	93件	113件																										
③用語解説	—																														

【令和6年度事業実施状況】 ●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課) - 各保健所食品衛生担当課が総合相談窓口となり、食の安全・安心に関する県民の相談、要望に対応した。 - 令和6年度保健所における相談件数(松山市保健所分を除く。):113件(有症苦情:47件、異物混入・異味異臭:31件、衛生不備:10件、食品表示:2件、営業許可:2件、農薬1件、食品添加物:0件、その他:20件) <その他相談件数(令和6年度)> - 消費生活センター等での食料品の危害等に関する相談件数:15件(県民生活課) - 食品表示相談窓口における相談件数:300件(農産園芸課及び各地方局・支局)
【令和6年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 各保健所食品衛生担当課に設置している「食の安全・安心総合相談窓口」において、苦情等に適切に対応するとともに、複数課にまたがる相談についても、関係部局と連携を図りながら迅速な対応に努めた。 推進指標の「相談受付件数」については、食に関する事件等の発生によって増減する傾向にあり、福島第一原子力発電所事故後の平成23年度は放射能汚染に関する相談が70件にのぼったが、令和6年度は0件であった。一方、有症苦情や衛生不備、異物混入・異味異臭等に関する相談は、毎年一定数程度寄せられている。引き続き、数値の推移を把握して今後の施策を展開するとともに、関係機関内で情報を共有し、連携して積極的な対応に努める。 (農産園芸課) 食品表示相談窓口への相談件数は、食品表示基準に関する相談が多数、寄せられ、令和6年度は300件の相談があった。今後も、適正な食品表示を推進するため、関係部局と連携して対応する。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																														
施策の方向15	情報提供の充実																														
具体的な取り組み	(55) 出前講座や出前相談室の実施 消費者の要請に応じた出前講座の実施や、各種イベントを活用した出前相談室を開設するなどして、消費者からの相談に対応します。																														
① 概要	県民からの要望に応じて地域の研修会等に職員を派遣して情報提供を行うとともに、県民からの相談に応じる。																														
② 推進指標	【消費者向け出前講座実施件数】 件数維持により相談活動状況の指標となる。 <table border="1"> <tr> <td>年度</td><td>(R2)</td><td>(R3)</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>20 件以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>40 件以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>14 件</td><td>10 件</td><td>12件</td><td>36件</td><td>37件</td><td></td><td></td></tr> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	20 件以上	—	—	—	—	40 件以上	実績	14 件	10 件	12件	36件	37件		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	20 件以上	—	—	—	—	40 件以上																								
実績	14 件	10 件	12件	36件	37件																										
③ 用語解説	—																														

【令和6年度事業実施状況】 ● 食の安全安心対策監視機動班等事業費（薬務衛生課） ・食中毒の予防方法や保健所が行っている食の安全安心に関する業務等について、県民等からの要望に応じて保健所から職員を派遣し、食の安全安心に係る情報を分かりやすく提供した。 ・消費者向け出前講座 実施回数:37件、参加者数:1,668名 ＜その他要望を受けて実施した講習会等＞ ● 食品表示適正化推進事業費（農産園芸課） ・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した（1回、88名）。また、各地方局において食品関連事業者に対し研修会を実施するとともに（3回、386人）、産直市の出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った。 【令和6年度取組みの評価】 （薬務衛生課） 県民からの要望に応じて研修会に講師を派遣し、積極的な情報提供及び相談対応に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大以前に近づく水準まで研修会の依頼や参加者数等が増加傾向にあるので、引き続き県民等からの要望・相談に対応していく。 （農産園芸課） 研修会等の参加者は表示に関する知識の習得に意欲的であり、今後も食品表示適正化のため、継続して開催する。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																																																						
施策の方向16	県民・民間団体との協働																																																						
具体的な取組み	(56) 畜産関係団体等との連携 畜産関係団体と連携して、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を行うとともに、学校現場において食育教室や体験学習を実施して、安全・安心な県産畜産物の普及啓発を行います。 ①概要 愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。 愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室を実施する。 ②推進指標 【ふれあい牧場等の開催回数】 開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>80回以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>80回以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>0回※</td><td>0回※</td><td>0回※</td><td>38回</td><td>60回</td><td></td><td></td></tr> </table> ※R元年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止。R5年度より再開。 【食育教室開催回数】 開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>(R2)</th><th>(R3)</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>50回以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>50回以上</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>39回</td><td>23回</td><td>19回</td><td>63回</td><td>69回</td><td></td><td></td></tr> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	80回以上	—	—	—	—	80回以上	実績	0回※	0回※	0回※	38回	60回			年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	50回以上	—	—	—	—	50回以上	実績	39回	23回	19回	63回	69回		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																
目標	—	80回以上	—	—	—	—	80回以上																																																
実績	0回※	0回※	0回※	38回	60回																																																		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																																																
目標	—	50回以上	—	—	—	—	50回以上																																																
実績	39回	23回	19回	63回	69回																																																		
③用語解説	—																																																						

【令和6年度事業実施状況】 ●愛媛県酪連と連携し予算無しで実施(畜産課) 〔ふれあい牧場等の開催結果〕 工場見学:60回 内 容 :牛乳・乳製品の製造工程見学、安全安心確保の取組紹介など ●愛媛県酪連と連携し、ゼロ予算事業(畜産いのちと食の教育支援事業)で実施(畜産課) 愛媛県酪農業協同組合連合会や県内PTA組織等と連携し、県内小学校等で食育教室や体験学習を実施した。 参加数:県内小中学校及び特別支援学校 69校 内容:牛乳・乳製品の栄養や機能、料理の紹介、牛模型による搾乳体験等 【令和6年度取組みの評価】 (畜産課) 工場見学を通じて、牛乳・乳製品のおいしさや安全安心確保への取組みについて、消費者の理解が図られている。(新型コロナウイルス感染症 により、R元年度以降は中止。R5年度から再開) 今後も、消費者の理解を醸成するため、関連団体と連携して引き続き実施する。 児童・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を伝えることで、県内小中学校等で、食育教室を開催し、食やいのちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食の安全安心への取組みについて理解が図られている。 今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協働し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を実施していく。
--

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向16	県民・民間団体との協働
具体的な取り組み	(57)生産者団体及び販売関係団体との連携 原木乾しいたけ関係団体と連携して、しいたけ祭や各種イベントにおける出展を通じて、安全・安心な県産原木乾しいたけの普及啓発を行います。
①概要	毎年開催している愛媛県しいたけ共進会や、産業文化まつりにおいて、来場者に乾しいたけに関する意見、要望等を聞き取り調査し、その結果を集荷組織を通じて生産者に提供する。
②推進指標	—
③用語解説	—

【令和6年度事業実施状況】 ●特用林産物振興対策事業費(林業政策課) 愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会といった販売、生産団体が県内外のしいたけ関連行事等に積極的に参加し、消費者ニーズの把握に努め、会員等に情報提供を行った。
【令和6年度事業実施状況】 (林業政策課) 「愛」あるブランド産品である「えひめ産乾しいたけ」の消費拡大に資するため、積極的に消費者のニーズの把握に努めるなど、一定の評価を得ることができた。 今後、更なる消費拡大を図るため、消費者のニーズに合致した新たな商品の開発、販売方法の改善等を含め、生産者及び愛媛県森林組合連合会等が一体となって愛媛県乾しいたけの普及に取り組んでいく。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向16	県民・民間団体との協働
具体的な取組み	

(58) 食品関係団体との連携
 食の安全安心に関する施策を推進するため、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等の事業について、愛媛県食品衛生協会と連携して実施するほか、食の安全安心に関する講習会や各種イベント等の開催にあたっては、飲食関連組合等の関係団体とも連携・協働して内容の充実や手法について検討し、参加者の増加に努めるなど、食の安全安心の確保を推進します。

①概要
 県食品衛生協会に、自主衛生管理の推進等に関する事業を委託し、連携を図る。
 また、他の関係団体との協働についても、食の安全安心に関するイベントの共催等、可能性を探る。

②推進指標

【食品衛生推進員巡回施設数】(松山市保健所分を除く。)
 施設数の増加により協働活動促進の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	15,000 件以上	—	—	—	—	17,900 件以上
実績	13,322 件	9,683 件	12,671 件	12,979 件	10,200 件		

② 用語解説

《食品衛生指導員》日本食品衛生協会が行う食品衛生指導員養成の課程を修了した者、または日本食品衛生協会会長が承認した各支部の食品衛生指導員養成の課程を修了した者のうち、2年の任期で食品衛生協会各支部長が委嘱している。
 食品衛生指導員を食品衛生協会活動の中核として位置づけ、食品衛生法で規定されている食品等事業者の責務に係る事項である、食品の安全確保に必要な通常時の措置、危害発生防止に必要な限度の措置、記録の国・地方自治体への提供並びに管理運営基準の周知徹底など、法令遵守に関する事項のほか、食品衛生思想の普及啓発、健康被害者救済等に係る事項について実践活動を行う。

《食品衛生推進員》県では、平成13年4月より、食品衛生法第67条に基づき、食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見がある者121名を2年の任期で食品衛生推進員として委嘱している。
 推進員は、営業施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

【令和6年度事業実施状況】

●食品営業自主管理強化事業費(松山市保健所分を除く。)(薬務衛生課)

- ・県食品衛生協会と連携して、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等を実施した。
- ・食品衛生推進員が緊急食品情報(食中毒情報や自主回収情報)等を地域の食品関連事業者に巡回し周知した。(巡回施設数10,200件)
- ・食品衛生推進員がフードスタンプ(手指や調理器具等の汚染状況を調べるための簡易な細菌検査キット)による巡回指導を行った。(フードスタンプ実施件数882件、うち277件陽性)
 なお、陽性となった施設には食品衛生指導員等が結果を伝え、注意喚起を行った。
- ・消費者の一日食品衛生監視員事業による消費者と営業者の意見交換を行った。(実施回数7回、参加者合計107名)
- ・食品衛生責任者講習会を開催した。(実施回数79回、受講者数2,116名)

【令和6年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

令和6年度も県食品衛生協会と連携して上記事業を実施し、自主衛生管理の推進等、食の安全安心に関する施策の推進に努めた。推進指標の「食品衛生推進員巡回施設数」は10,200件と昨年度よりやや減少したものの、食中毒注意報発令時など時期を見定め、指導を行うことができおり、食品による健康被害の防止に寄与している。

今後も引き続き連携して事業を実施し、食の安全安心の確保に努める。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向17	消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映
具体的な取組み	

(59)リスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心県民講座を県内各地で開催するほか、消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図ります。また、食品関連事業者が自主的に実施する施設見学会等、消費者との交流を促進する事業を支援します。

①概要

食の安全・安心県民講座を開催し、行政及び食品関連事業者の取組紹介や参加者との意見交換を実施する。

県食品衛生協会に委託して「消費者の一日食品衛生監視員事業」を実施し、消費者からの意見を業務に反映する。

リスクコミュニケーションを推進する上で重要なリスクコミュニケーター（関係機関からの情報などを理解し、参加者に情報を分かりやすく伝える人）の育成のため、県民講座を通じて知識の醸成を図る。

②推進指標

【食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数】

回数・人数の増加により活動充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	5回 500名	—	—	—	—	5回 450名
実績	5回 232名	5回 195名	5回 200名	5回 203名	5回 384名		

【消費者との意見交換会の実施回数、参加者数】（松山市保健所分を除く。）

回数・人数の維持により活動状況の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	12回以上 400名以上	—	—	—	—	11回 350名
実績	11回 228名	9回 170名	5回 77名	11回 151名	7回 107名		

③用語解説

《リスクコミュニケーション》 消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換・共有するもの。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものだが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組みに含まれている。

《食の安全・安心県民講座》 県では、平成16年度より、リスクコミュニケーションの一環として、県内各地において生産者、製造者、消費者等が一同に会し、食に関する意見交換等を実施している。

【令和6年度事業実施状況】

●食の安全安心対策監視機動班等事業費（薬務衛生課）

・県民の食品への関心が高まっている中、食品の安全性に関する基礎的な知識の普及を図るため、食の安全・安心県民講座を開催し、行政、事業者の取組紹介や参加者との意見交換を行った。

〔令和6年度食の安全・安心県民講座の開催結果〕
○食の安全・安心県民講座

開催月日	場所	参加者数	内 容
10月25日	県武道館	66	「表示等に関するコンプライアンス講習会」(県民生活課と連携して開催) 1 講演「景品表示法の概要及び最近の違反事例について」 2 県からの情報提供「食品衛生法等の改正について」(薬務衛生課) 3 講習「インターネット取引について」
11月24日	岡山理科大学 今治キャンパス	15	「食の安全・安心県民講座」 1 講習「食品の安全性に関する情報提供」(薬務衛生課) 2 講習「食品業界での衛生管理手法のご紹介」アズワン株式会社 3 体験「手洗いチェッカーを使用した手洗い体験」
1月28日	岡山理科大学 今治キャンパス	141	「獣医公衆衛生学実習」 保健所の業務と獣医師の役割について
2月16日	道の駅 みなとオアシス うわじまきさいや広場	74	「食の安全・安心県民講座」 ・手洗い啓発 ・手洗いパンフレットの配布 ・手洗いクイズ
2月27日	県武道館	88	「適正な食品表示推進講習会」(農産園芸課主催) 1 講演「品質事項におけるよくある食品表示相談事例と食品表示基準について」 2 県からの情報提供「食品衛生法等の改正について」(薬務衛生課)
計		384	

●食品営業自主管理強化事業費(松山市保健所分を除く。)(薬務衛生課)

- ・県食品衛生協会に委託して実施している「消費者の一日食品衛生監視員事業」で、消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図った。
- ・一日食品衛生監視員事業(実施回数7回 参加人数107名)

【令和6年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

令和6年度は他のイベントや講座と併せて食の安全・安心県民講座を開催することにより、県民や事業者に対し、手洗いの重要性等の食の安全に関する基本的な事項について周知啓発するほか、外部講師による講演、参加者との意見交換等を行うことにより、広くリスクコミュニケーションを推進することができた。また、食品表示・安全に関する講習会は、県民生活課との連携講座や農産園芸課主催の講習会の中で実施することにより、効果的かつ効率的に開催することができた。

一日食品衛生監視員事業は、令和6年度も県内各地で実施し、消費者と食品関連事業者の相互理解、事業者の改善意欲の向上が図られた。

食の安全安心は行政のみでは実現できないことから、今後も多くの県民が参加できるよう内容を工夫しながら継続して実施することにより、リスクコミュニケーションを推進する。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																								
施策の方向17	消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映																								
具体的な取り組み	(60)パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握 愛媛県食品衛生監視指導計画等食品等に関する県の重要な計画については、パブリック・コメントを実施し、広く県民の意見を取り入れます。 食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、県民へのアンケート等を実施し、今後の施策に反映させます。																								
①概要	重要な計画等を策定する際には、パブリック・コメントにより広く県民からの意見を募集し、必要に応じ修正等に反映させる。 食の安全・安心県民講座等、県民が集まるイベント時等にアンケートを実施し、その結果を今後の施策等に反映させる。																								
②推進指標	【食の安全安心に関するアンケート協力者数】 アンケート協力者数の増加を図り、より多くの県民の意見を把握し施策に反映させる。 <table><tr><td>年度</td><td>(R2)</td><td>(R3)</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>目標</td><td>—</td><td>500名以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>450名</td></tr><tr><td>実績</td><td>164名</td><td>90名</td><td>175名</td><td>176名</td><td>379名</td><td></td><td></td></tr></table>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	500名以上	—	—	—	—	450名	実績	164名	90名	175名	176名	379名		
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	500名以上	—	—	—	—	450名																		
実績	164名	90名	175名	176名	379名																				
③用語解説	—																								

【令和6年度事業実施状況】 ●パブリック・コメントの実施(薬務衛生課) ・令和6年度愛媛県食品衛生監視指導計画の策定にあたり、パブリック・コメントを実施した。 意見募集期間:令和7年2月27日～3月26日 実施結果:意見なし ●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・食の安全・安心県民講座において「食の安全・安心に関するアンケート」を実施した。 〔主な結果(各項目上位3つ)〕 ○食品等の安全性について、不安に感じていることは。 1.食中毒 2.食品添加物の安全性 3.食肉を生で食べることの安全性 ○食品等の安全性について、どのような点を基準に判断しているか。 1.製造者・生産者の信頼性 2.消費期限・賞味期限 3.見た目(色、つや)や匂い ○原材料の生産から食品の消費までの段階の中で、食品の安全性確保のために、最も重要だと考えるのはどの段階か。 1.食品の製造や加工 2.農畜水産物の生産(作物の栽培、家畜の飼育など) 3.飲食店での調理(給食施設なども含む) 【令和6年度取り組みの評価】 (薬務衛生課) 令和6年度も次年度の愛媛県食品衛生監視指導計画についてパブリック・コメントや県民会議を実施し、県民の意見を把握するとともに、寄せられた意見に対しては速やかに対応した。 また、県民意見の把握のため、食の安全・安心県民講座においてアンケートを実施したところ、参加者384名中379名から回答が得られ、監視指導計画の策定時など、施策の参考にすることができた。 今後も重要な計画を作成する際にはパブリック・コメント等を実施するほか、各種事業の中でアンケートを実施し、県民の声を施策に反映させるよう努める。
